

令和6年3月29日



担当課	総務課・教育政策課
担当者	興枙・腰前
電話	(073) 435-1018 (073) 435-1135
内線	2537・3102

### 第3次和歌山市教育振興基本計画の策定について

本市は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、2024年度から2028年度までにおける本市の教育の振興のための施策に関する第3次和歌山市教育振興基本計画を定めました。

この第3次和歌山市教育振興基本計画については、和歌山市総合教育会議において協議を行い、当該計画をもって、和歌山市教育大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱をいいます。）とすることを決定しています。

教育基本法（抜粋）  
（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）  
（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。